

消防用設備等法定点検業務特記仕様書

1 適用

本業務の履行に当たっては、この特記仕様書によるほか大分市施設維持管理業務共通仕様書に基づいて行うものとする。

2 用語の定義

- (1) 「消防設備」とは、消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれらに基づく告示等に定める消防用設備等をいう。
- (2) 「保守」とは、消防設備に係る法定点検（以下「点検」という。）及び点検結果の報告並びに点検結果に応じ実施する軽微な保守をいう。
- (3) 「軽微な保守」とは、消火器の放射能力点検に伴う消火薬剤の補充及び費用の発生しない消防設備の劣化、不具合に対する措置をいう。

3 業務の範囲

消防設備調書（別表）に示す設備について、点検及び軽微な保守並びに点検結果の報告を行うものとする。

4 履行場所

- (1) 中央消防署（大分市舞鶴町一丁目1番1号）
- (2) 南大分分署（大分市明礪町一丁目1番5号）
- (3) 東大分出張所（大分市新貝12番9号）
- (4) 西大分出張所（大分市王子西町9番20号）
- (5) 明野出張所（大分市明野南一丁目1番10号）
- (6) 東消防署（大分市東鶴崎一丁目1番26号）
- (7) 佐賀関分署（大分市大字佐賀関750番地の90）
- (8) 大在出張所（大分市大在浜一丁目7番45号）
- (9) 坂ノ市出張所（大分市坂ノ市南二丁目3番1号）
- (10) 松岡出張所（大分市大字毛井1487番1）
- (11) 南消防署（大分市大字市51番地の1）
- (12) 敷戸出張所（大分市大字宮崎1439番1）
- (13) 大南出張所（大分市大字中戸次5130番地）
- (14) 野津原出張所（大分市大字野津原894番1）

5 履行期間等

- (1) 履行期間等
令和8年6月 日 ～ 令和9年3月31日
- (2) 業務実施日及び時間
発注者と協議により決定する履行期間内の日及び時間とする。

6 業務の実施要領

(1) 点検

点検は、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）」（以下「平成16年消防庁告示第9号」という。）及

び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）」（以下「昭和50年消防庁告示第14号」という。）並びに「消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年消防予防第172号）」（以下「平成14年消防予防第172号」という。）に基づき行うものとし、消火器の外観点検及び放射能力点検を含む。

（2）点検を行う者

点検は、「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年消防庁告示第10号）」により定められた消防用設備等の種類に応じた資格を有する者が行うものとする。

（3）点検結果の報告

点検結果の報告は、平成16年消防庁告示第9号及び昭和50年消防庁告示第14号に定めた様式により行うものとする。

点検の結果、不良箇所を発見した場合は、その旨を施設管理担当者に報告し、指示を受けるものとする。

7 安全管理対策

- （1）高所における作業では注意を払い事故の防止に努め、必要に応じ墜落制止用器具を使用する。
- （2）作業中に労働者に負傷者若しくは死亡者等を生じさせた労災事故、又は通行人等第三者に負傷者、死亡者等を生じさせ、或いはその資産に損害を生じさせた事故、その他重大事故（以下「労災事故等」という。）が発生したときは、「大分市建設工事等に係る労災事故等対応マニュアル」に準拠して、負傷者の救護措置（救急車の手配を含む。）及び二次災害の応急防止措置を取った上、直ちに施設管理担当者に通報し報告書を提出するとともに、死亡事故及び重大事故については、速やかに所轄の警察署及び労働基準監督署に通報するものとする。

8 業務計画書等の作成及び提出

（1）契約締結後

業務の実施に先立ち、次に掲げる書類を施設管理担当者に提出するものとする。

① 業務責任者選任通知書

業務責任者は、消防設備士免状の交付を受けているもの又は総務大臣が認める資格を有するものとする。（資格を証明する書類の免許等の写しを添付すること。）

② 業務計画書

- ・現場組織表
- ・業務担当者が有する資格等の写し
- ・全体工程表（予定）

③ 作業計画書

- ・点検手順表

④ その他

（2）業務終了後

一の業務が終了したときは、次に掲げる書類を施設管理担当者に提出し、その都度検査を受けるものとする。（②及び③の点検報告書は2部ずつ提出すること。）

① 業務完了（終了）通知書

② 平成16年消防庁告示第9号に定められた別記様式1～3

③ 昭和50年消防庁告示第14号に定められた点検票

④ 作業写真（カラー）

〔写真撮影内容〕

- ・使用器具一式
- ・消防設備概観
- ・主な点検状況

※各設備の点検実施について確認できるよう撮影すること。

9 注意事項

- (1) 本業務の実施に当たり、消防法等関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行に努めるものとする。
- (2) 作業実施については、事前に施設管理担当者に報告し、施設利用者に告知する。
- (3) 業務に使用する車両、資機材の保管場所として、履行期間中来庁者駐車場を使用できるものとする。
- (4) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は発注者が負担する。

10 問い合わせ先

入札制度等に関すること（契約管理課） TEL：097-537-5605

仕様の内容に関すること（消防局総務課） TEL：097-532-2188

消防設備調書

・中央消防署本庁舎 SRC造5階地下1階3,959.17 m ² ・中央消防署第2庁舎 RC造4階1,063.60 m ² ・第2車庫 S造平屋338.00 m ²	東消防署	南消防署	明野出張所
	SRC造4階2,336.51 m ²	RC一部S造3階 3,204.73 m ²	RC造3階1,083.59 m ²
消火器	消火器	消火器	消火器
屋内消火栓設備	自動火災報知設備	屋内消火栓設備	自動火災報知設備
自動火災報知設備	誘導灯	自動火災報知設備	誘導灯
誘導灯	防火設備	非常警報設備	防火設備
非常電源 (非常電源専用受電設備)		避難器具	
防火設備		誘導灯	
		非常電源 (非常電源専用受電設備)	
		防火設備	

南大分分署	東大分出張所	西大分出張所	佐賀関分署
RC造2階860.16 m ²	S造平屋339.78 m ²	S造2階330.81 m ²	S造平屋499.10 m ²
消火器	消火器	消火器	消火器

大在出張所	坂ノ市出張所	松岡出張所	敷戸出張所
S造平屋339.78 m ²	S造2階401.00 m ²	S造2階410.10 m ²	S造2階384.00 m ²
消火器	消火器	消火器	消火器

大南出張所	野津原出張所		
S造2階413.00 m ²	S造2階336.50 m ²		
消火器	消火器		